

「医療インバウンドの適切な推進の在り方に関する検討会」における
公開の取扱いについて

1. 検討会における議論は、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを踏まえ、非公開とする。
2. 無記名の議事要旨については、原則として会議終了後に作成して公開する。
3. 配布資料は原則として公開する。ただし、個別の事情に応じて資料を非公開にするかどうかの判断は座長に一任する。